別表第四七号の三の次に次の二号を加える。

四七の四	関税法施行令第一条の四第三項（災害等による期限の延長）の規定による申請
四七の五	関税法施行令第二条第三項（課税物件の確定の時期の特例を適用する貨物）の規定による承認の申請

別表第四九号の四の次に次の一号を加える。

四九の五	関税法施行令第八条の二各項（担保の提供の手続）の規定による書類（財務省令で定めるものに限る。）の提出

別表第五〇号の次に次の二号を加える。

五〇の二	関税法施行令第八条の五第一項（金銭担保による納付の手続）の規定による書面の提出
五〇の三	関税法施行令第九条第一項（延滞税の免除の手続等）の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第二十九条第一項（延滞税の免除の手続）の規定による課税物品に係る内国消費税の税目、その申請の理由その他参考となるべき事項の付記を含む。）

別表中第五一号の三を第五一号の四とし、第五一号の二の次に次の一号を加える。

五一の三	関税法施行令第十六条第三項（外国貿易船等の出港届の記載事項等）の規定による書類の提示

別表第五二号中「規定する」を「規定による」に改め、「含む。）」の下に「並びに書類及び証明書の添付又は関税法施行令第二十一条の六第二項の規定による届出書の提出（輸徴法施行令第十一条第三項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）及び書類の添付」を加え、同表中第五二号の三を第五二号の四とし、同号の次に次の一号を加える。

五二の五	関税法施行令第三十二条（指定保税地域の処分等についての承認の申請）の規定による申請書の提出又は図面の添付

別表中第五二号の二を第五二号の三とし、第五二号の次に次の一号を加える。

五二の二	関税法施行令第二十一条の七（遠洋漁業船等の船用品に関する記帳及び報告）の規定による帳簿の写しの提出

別表第五七号の六中「認定手続」の下に「（同令第六十五条（外国貨物の積戻し）において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第二項」を「同令第六十二条の二第二項（同令第六十五条において準用する場合を含む。）」に改め、同表第五七号の七中「付与」の下に「（同令第六十五条において準用する場合を含む。）」を加える。

五七の二七	関税法施行令第七十一条第一項（収容の解除の承認の申請）の規定による申請書の提出並びに同条第二項の規定による書類及び承諾書の添付
五七の二八	関税法施行令第八十一条（留置された貨物についての準用規定）において準用する同令第七十一条第一項の規定による申請書の提出並びに同令第八十一条において準用する同令第七十一条第二項の規定による書類及び承諾書の添付

別表中第五七号の二二を第五七号の二一とし、同号の次に次の四号を加える。

五七の二二	関税法施行令第六十二条の二十八第三項（輸入してはならない貨物に係る経済産業大臣等への意見の求めの手続）の規定による意見の陳述
五七の二三	関税法施行令第六十二条の三十二（税関長の命令により供託した場合の手続等についての規定の準用）において準用する同令第六十二条の二十一第一項第三号の規定による承認の申請、同令第六十二条の三十二において準用する同令第六十二条の二十一第二項の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付、同令第六十二条の二十一第四項の規定による確認の申請書、書面その他これらに類するものの提出、同令第六十二条の三十二第一項の規定による申立て、同令第六十二条の三十二第二項の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付又は同令第六十二条の二十二第一項の規定による書面の提出
五七の二四	関税法施行令第六十七条（保税運送のための郵便物に係る書面の取扱い）の規定による書面の還付
五七の二五	関税法施行令第六十八条（交付できない郵便物に係る書面の取扱い）の規定による書面の還付

別表中第五七号の一一を第五七号の一九とし、同号の次に次の一号を加える。

五七の二〇	関税法施行令第六十二条の二十五（税関長の命令により供託した場合の手続等についての規定の準用）において準用する同令第六十二条の二十一第一項第三号の規定による承認の申請、同令第六十二条の二十五において準用する同令第六十二条の二十一第二項の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付、同令第六十二条の二十一第四項の規定による確認の申請及び判決書、書面その他これらに類するものの提出、同令第六十二条の二十五において準用する同令第六十二条の二十一第一項の規定による申立て、同令第六十二条の二十五において準用する同令第六十二条の二十二第一項の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付又は同令第六十二条の二十二第二項の規定による書面の提出

別表中第五七号の一〇を第五七号の一五とし、同号の次に次の三号を加える。

五七の一六	関税法施行令第六十二条の二十一第一項第三号（輸入してはならない貨物に係る供託に代わる契約の内容等）の規定による承認の申請、同条第二項の規定による確認の申請及び判決書、書面その他これらに類するものの提出
五七の一七	関税法施行令第六十二条の二十二第一項（輸入してはならない貨物に係る権利の実行の手続）の規定による申立て及び同条第二項の規定による判決書、書面その他これらに類するものの提出
五七の一八	関税法施行令第六十二条の二十三第一項（輸入してはならない貨物に係る供託された金銭等の取戻しに係る承認申請手続）の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付又は同条第二項の規定による書面の提出

別表中第五七号の九を第五七号の一四とし、同表第五七号の八中「手続」の下に「（同令第六十五条において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同表第五七号の一一とし、同号の次に次の二号を加える。

五七の一二	関税法施行令第六十二条の十一第三項（輸出してはならない貨物に係る経済産業大臣等への意見の求めの手続）（同令第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による意見の陳述
五七の一三	関税法施行令第六十二条の十五（税関長の命令により供託した場合の手続等についての規定の準用）（同令第六十五条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）において準用する同令第六十二条の七第一項第三号の規定による承認の申請、同令第六十二条の十五において準用する同令第六十二条の十第二項の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付、同令第六十二条の十第四項の規定による確認の申請及び判決書、書面その他これらに類するものの提出、同令第六十二条の十五において準用する同令第六十二条の十一第一項の規定による申立て、同令第六十二条の十五において準用する同令第六十二条の十一第二項の規定による書面の提出及び契約書の写しの添付又は同令第六十二条の十二第一項の規定による書面の提出